

技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月策定

1. 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等 (平成19年4月1日現在)

区分	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
遠賀町	5人	44.1歳	330,800円	363,400円
うち学校給食員				
福岡県	-	49.9歳	354,259円	404,099円
国	-	48.8歳	287,094円	-
類似団体	-	48.0歳	286,981円	315,880円

- (注) 1. 平均給料月額とは、平成19年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均額です。
2. 平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当等の諸手当を合計したものです。
3. 類似団体とは、遠賀町と同規模自治体の全国平均を表したものです。

(2) 年齢別職員数 (平成19年4月1日現在)

区分	30歳	30歳	33歳	36歳	39歳	42歳	45歳	58歳	51歳	54歳	57歳
	未満	32歳	35歳	38歳	41歳	44歳	47歳	50歳	53歳	56歳	60歳
人数	0	1	0	1	0	1	0	0	1	1	0

(注) 平成19年地方公務員給与実態調査によるものです。

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表 行政職給料表(二)適用

イ 昇給基準 毎年1月1日に、前1年間の勤務成績に応じ、4号給(55歳を超える場合は2号給)を標準として昇給

2. 基本的な考え方

今後も国・福岡県・遠賀郡内の状況等に準じて、諸手当の見直しも含め給与の適正化に努めていく。

3. 具体的な取組内容

一般行政職に準じて、平成20年4月から3年間、給料月額を1.5%減額するとともに、平成20年4月から通勤手当の見直しを行う。

4. その他

- (1) 給食センター業務について、調理・配送部門の民間委託を検討する。
(2) 退職者不補充を基本とし、一般行政職への職種転換を検討する。